

第3号議案

令和8年度 事業計画

1. 基本方針

- (1) 療養給付費は、令和7年度支出見込費用額（4,402,454,094円）の8%増で推計し積算した額とする。
- (2) 後期高齢者医療制度による、後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・子ども・子育て支援納付金については、国の指示係数により積算額を拠出する。
- (3) 保険料基礎賦課額は、医療保険料・後期高齢者保険料・後期高齢者支援金保険料・介護保険料・共済事業保険料の値上げはしません。
なお、令和7年度決算において剰余金が生じた場合は、令和8年度への繰越金として、全額繰り越します。
- (4) 国の指示による子ども・子育て支援金保険料を新たに徴収し、国に納付いたします。
- (5) 特定健康診査・特定保健指導については、引続き計画的に対応する。
- (6) マイナンバー制度については、国の指示に従って対応します。
- (7) 保険給付費以外の一般諸経費については、極力節約に努め引続き組合の健全なる運営を期する。

2. 事業実施事項

- (1) 療養の給付（現行通り）
保険給付の割合は、組合員（第一種）・准組合員・家族、入院・入院外とも7割。
- (2) 自家診療の規制（現行通り）
自家診療については、規約第15条及び保険給付規程第6条の規定に準拠し給付を行わない。
なお、新たな疑義があるときは、理事会に諮り決定する。
- (3) 任意給付費（一部変更）
 - イ. 出産育児一時金 被保険者が出産したときに50万円を支給する。
 - ロ. 出産手当金 准組合員が出産後その育児を行うとき90日間を限度に、日額3千円を支給。
 - ハ. 葬祭費 被保険者が死亡したとき、次の区分により葬祭費を支給する。
 1. 組合員（第一種） 50万円
 2. 准組合員 30万円
 3. 家族 20万円
 - ニ. 葬祭一時金 組合員（第一種）が組合に加入後2ヶ年を経過し、傷病手当金の支給を受けずに死亡したときに、葬祭一時金を支給する。
 1. 組合員（第一種） 30万円
 - ホ. 傷病手当金
 1. 組合員（第一種）が傷病のため入院又は自宅療養をしたとき、360日を限度として支給する。
 - 入院 日額 1万円
 - 自宅療養 日額 5千円を傷病手当金支給規程により支給する。
 2. 准組合員 日額 4千円 入院に限り入院した日より、180日を限度として支給する。

(4) 保健事業について（一部変更）

イ. 健康推進事業

被保険者等の疾病構造（被保険者の年齢別、地域別、男女別、被保険者区分別）の把握統計調査を行う。なお、予期せぬ新たな疾病等が発生した場合は、理事会に諮り対応を検討する。

ロ. 検診（健診）事業等

保険者に義務づけられた特定健康診査・特定保健指導は引続き実施する。

また、従前の組合員（第一種・第二種）及び組合員の配偶者並びに准組合員を対象とした健康検診は引続き実施するが、特定健康診査と調整して実施します。

ハ. 保健事業

1. 後期高齢者組合員（第二種）が傷病のため、入院をしたとき、360日を限度に傷病見舞金として 入 院 日額 5千円を支給する。
2. 後期高齢者組合員（第二種）が死亡したときは、その遺族に対し、死亡見舞金として、30万円を支給する。

ニ. 共済事業（保養事業）

被保険者等が保養のため、組合と契約する業者を通じて旅行をする時に、一定の補助金を支給する保養事業は令和8年度も引続き実施するが、令和9年度宿泊分から廃止する。

また、被保険者等が疾病のため入院し、保険給付等を受けた際の一部負担金相当額等の還付についても引続き実施する。

被保険者等を対象とした福利厚生事業は引き続き実施する。

(5) 医療費通知の実施

令和8年度においても、被保険者に1年分の通知が届くことを目標に実施する。

3. その他必要事項

組合の令和8年度の予算は、約82億1,704万円に上るが、このうち国庫からの助成を予定している補助金は約7億4,501万円であり、単年度歳入額の約9.1%を占め、保険料収入に次ぐ極めて重要な財源となっている。

しかしながら、定率国庫補助率は平成28年度から5年間にわたり削減され、令和2年度に終了したものの、国は依然として所得水準の高い国保組合に対する定率補助について、さらなる見直しが必要としている。このため、令和9年度から補助率13%を10%へ引き下げる医師国保組合として9組合が選定され、当組合もその対象に含まれている。補助率の引き下げは、組合財政に直接かつ深刻な影響を及ぼすものであり、補助率を13%に回復させるための取組を最重要課題として取り組まなければならない。

さらに、令和8年度からは子ども・子育て支援金保険料の徴収が開始され、被保険者の皆様に新たな負担をお願いせざるを得ない状況となる。また今後、医師偏在対策に係る費用についても、保険者負担が求められる可能性があり、組合財政を取り巻く状況は一段と厳しさを増す状況である。

このように、国庫補助金の削減という構造的な課題に加え、被保険者数の減少、超高額薬剤の使用増加による高額医療費の急増などが重なり、当組合の財政はこれまでにない厳しい局面を迎えている。

この危機的状況を打開するためには、組合単独の努力には限界があり、全医連、三師会、全協等の関係団体と、これまで以上に緊密かつ強力に連携し、国に対して一体となった要望・働きかけを行っていくことが不可欠である。

兵庫県医師国民健康保険組合
法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針

1. 趣旨

兵庫県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、業務運営が国民健康保険法その他の関係法令に沿って厳正に行われるよう、規約第48条の2に基づき法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針を定めるものである。

2. 法令遵守についての基本的な考え方

組合の役職員は、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合の規約及び規程その他の決定事項を遵守し、組合員及び被保険者の信頼に応えるとともに、公的医療保険制度の一翼を担う公法人としての社会的責任を果たす。

3. 法令遵守のための組織体制

組合は、法令遵守のため、次のとおり組織体制を整備する。

- ①組合の理事のうち1名を法令遵守担当理事とし、理事がこれを互選する。
- ②法令遵守担当理事は、組合の被保険者資格の管理、保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業その他の実務を実施する部門から独立した立場から法令遵守に関する業務を行うため、関連文書の提出要求、調査の報告要求、業務改善の指導ができるものとする。
- ③委託業務においても法令遵守体制が確保できるよう、委託契約に法令遵守に関する事項を明記することとする。

4. 実践計画の策定・評価

組合は、法令遵守を具体的に実践するため、次のとおり実践計画を策定するとともに評価を行う。

- ①毎年度、理事会において、法令遵守のための具体的な実践計画（以下「実践計画」という。）を策定し、組合会の承認を得ることとする。
- ②法令遵守担当理事は、実践計画の進捗状況及び達成状況を把握する。
- ③理事会において、定期的に実践計画の報告・評価を行い、適時、合理的な内容のものとなるように見直しを行う。

5. 監事による監査

監事は、組合の法令遵守に関する業務の執行状況を監査する。

6. 責任追及、懲戒処分

組合会は、役職員が法令等に違反する行為を行ったときは、その責任を追及するとともに厳正かつ公平な懲戒処分等を行う。

兵庫県医師国民健康保険組合
法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

兵庫県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和8年度の実践計画を策定する。

1. 法令遵守マニュアル等の策定趣旨

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。

- ①法令遵守マニュアルは、全ての役職員が閲覧できるようにする。
- ②法令遵守マニュアルに基づく具体的な業務取扱要領を作成し、全ての役職員に配付する。

2. 法令遵守に関する指導・研修

不祥事件を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

- ①組合広報誌（医師国保からのお知らせ）により、法令遵守の周知を行う。（年1回）
- ②役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修を実施する。

3. 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施するとともに、財産管理規程に基づく業務は複数の職員により執行することとする。

4. 法令遵守関連情報の組織的な把握等

役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。

- ①役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事件に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事に速やかに報告すること。
- ②法令遵守担当理事は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告すること。
- ③理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5. 不祥事件への対応体制

役職員は、不祥事件又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。

- ①法令遵守担当理事は、規約、規則等に則り、理事会に報告すること。
- ②理事長は、法令等に従い監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事とともに適切な調査を行うこと。

6. 雑則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。